

総社市消防訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署

総社市消防通信規程（平成28年総社市消防訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市消防長 池 上 泰 史

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
電 波	運用区分	電 波	運用区分
略		略	
署活動波1	出動各隊の相互連絡を行う場合	署活動波1	出動各隊の相互連絡を行う場合
署活動波2		署活動波2	
緊急消防援助 隊活動波1	緊急消防援助隊の応援都道府県大隊等に属する小隊の 隊員が相互連絡を行う場合		
緊急消防援助 隊活動波2			
緊急消防援助 隊活動波3			
緊急消防援助 隊活動波4			
緊急消防援助 隊活動波5			
緊急消防援助 隊活動波6			
緊急消防援助 隊活動波7			

改正後		改正前	
緊急消防援助 隊活動波8			
緊急消防援助 隊活動波9			
緊急消防援助 隊活動波10			
緊急消防援助 隊活動波11			
緊急消防援助 隊活動波12			
緊急消防援助 隊活動波13			
緊急消防援助 隊活動波14			
緊急消防援助 隊活動波15			
緊急消防援助 隊活動波16			
緊急消防援助 隊活動波17			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。